



八景台町会ニュース



あなたがエサを与えている猫が
周辺住民へフン尿被害等を与えています。
～みんなで住みよい環境の保全にご協力を！～



●エサやりをする場合は、次の事項を参考に責任ある行動をお願いします。

- ・必ず決まった場所(猫用トイレのそば)・時間でのみ行う。
- ・エサを置いてその場を離れない。
- ・フン尿の始末、周辺の清掃も行う。エサ皿も片付ける。

●松戸市の取り組み

(市HP：市民からの相談に対する回答より抜粋)

市では飼い主のいない猫の捕獲や駆除ができないため、それらの猫による糞尿被害等のご相談に対して、相談者の方と、えさやりをしている方のお名前、ご住所等を伺った上で、現地確認を行っております。現地確認の際に、えさやりをしている方の敷地において、えさやりの形跡等が確認できましたら、訪問し、お話を伺い、飼い主のいない猫との適正な関わり方を助言しております。適正な関わり方とは、えさを置いたまま放置しないこと、猫トイレの設置や周辺の糞尿の清掃をすること、不幸な猫がこれ以上増えないよう不妊去勢手術を実施することなどが挙げられます。

環境部 環境保全課

以上